



# みよし市 児童育成計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月  
みよし市



## はじめに

～ 子どもたちが輝く笑顔で暮らすために、安心して子どもを  
産み育て、誰もが豊かな心を育むまちをめざして ～



子ども・子育て支援として、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に進めてまいります。

人口減少、少子高齢化、女性の社会進出などによる家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化することにより、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

平成30年度に実施した「みよし市子ども・子育て支援ニーズ調査」や「みよし市子どもの生活状況調査」を分析したところ、こうした家庭の親の多くは子育て・育児に戸惑いがあり、親族やご近所のサポートも少ないため、喜びや生きがいとなるはずの育児が負担となりストレスにつながり、ひいては子どもの健全育成に支障をきたすことが懸念されます。それゆえに、地縁血縁、地域、行政、企業など社会全体で子どもや子育てを支援するとともに、新しい支え合いの仕組みを構築するというのが時代の要請、社会の役割となっています。

子育ては本来、誕生した生命をみんなで慈しみ育てていくことであり、何ものにも代えられない素晴らしいことです。そして、子どもを持つ親たちが、安心して子育てができ、育てる喜びを感じられる環境を整備することが、次代を担う子どもの健やかな成長につながってまいります。

本市は、平成27年度からの「みよし市児童育成計画」を進めることで、住み慣れた場所で安心して子どもを産み・育てられることができ、子育てと仕事が両立できるまちをめざして、多様化する子育てニーズに対応した保育サービスの充実、保育園と幼稚園の連携強化、家庭教育力の向上等、子どもと子育てをする家庭を支援し、地域で支え合う環境づくりを進め、市民ニーズにできる限り応えてまいりました。

また、出産後の早期の職場復帰の傾向は、今後も続くものと推計しており、更にサービスの充実を推進していくことが重要であると認識しております。

今般、みよし市総合計画で掲げる「みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち」の趣旨を踏まえ、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援をこれまで以上に重視する仕組みを定めた「子ども・子育て支援法」に基づき、本市における子ども・子育て支援ニーズを的確に反映した令和2年度から5年間の「みよし市児童育成計画」を策定しました。本計画に基づき、これまで以上に保育サービス・子育てへのサポートの充実に取り組んでまいります。

終わりに、この計画の策定にあたり、特に2年間ご尽力いただきました「みよし市児童育成計画審議会」の皆様、あわせて「みよし市子ども・子育て支援ニーズ調査」、「みよし市子どもの生活状況調査」、「パブリックコメント」などにご協力いただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和2年3月

みよし市長 小野田 賢 治





# 目 次

## I 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格・位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3

## II 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1	人口等の状況	5
1-1	人口の推移	5
1-2	人口の将来推計	7
1-3	出生の状況	10
1-4	就業状況	11
2	ニーズ調査からみた子育て家庭の現状	12
2-1	子ども・子育て支援事業へのニーズの状況	12
2-2	子どもの生活状況	16
3	関連事業の状況	18
3-1	認可保育園等の状況	18
3-2	幼稚園の状況	19

## III 計画の基本方針

1	計画の基本理念	21
2	計画の基本目標と体系	22
3	教育・保育提供区域の設定	23
3-1	基本的な考え方	23
3-2	本市における教育・保育区域の設定	23

## IV 施策の方向

1	安心して子どもを育てられる支援が整ったまち	25
2	子どもの元気な成長を支援するまち	28

## V 各事業の量の見込みと確保方策

1	教育・保育の量の見込みの算出方法	33
1-1	量の見込みの算出方法	33
1-2	家庭類型	34
1-3	認定区分	35
1-4	子ども数の将来推計	36
2	教育・保育の量の見込みと確保方策	37
2-1	教育・保育量（平日日中の教育・保育）	37
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	39
3-1	時間外保育事業	39
3-2	放課後児童健全育成事業	39
3-3	子育て短期支援事業（ショートステイ）	40
3-4	地域子育て支援拠点事業	40
3-5	一時預かり事業（幼稚園）	41
3-6	一時預かり事業（幼稚園以外）	41
3-7	病児・病後児保育事業	42
3-8	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	42
3-9	利用者支援事業（母子保健型）	43
3-10	妊婦に対する健康診査	43
3-11	乳児家庭全戸訪問事業	44
3-12	養育支援訪問事業	44
3-13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	45
3-14	多様な事業者の参入促進・能力開発事業	45
4	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	46
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	46

## VI 計画の推進に向けて

1	計画推進及び計画の進捗状況の把握	47
2	計画推進に向けた関係機関の役割	47

## 資料編

1	計画策定の経過	49
2	みよし市児童育成計画審議会設置要綱	50
3	みよし市児童育成計画審議会委員名簿	52



みよし市児童育成計画

# I 計画策定にあたって





## I 計画策定にあたって



# 1 計画策定の趣旨

2012年（平成24年）8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく現在の子ども・子育て支援制度は、2015年（平成27年）の開始から5年が経過します。この間、本市においても、「子どもの最善の利益」を主眼に、子育て世代の多様なニーズに応える教育・保育の質の向上や子ども・子育て支援事業の充実に努めてきました。

子ども・子育て支援事業計画では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす視点を核とし、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援が必要な子どもやその家族の状況を踏まえた支援、核家族化や共働き家庭の増加などの家庭環境の変化を踏まえた支援などを充実していくこと等が求められています。子どもの最善の利益を実現することは、子どもの健全な発達を実現することに他なりません。本市で生まれ、本市で育った子どもたちが元気に成長し、自立した個人として将来の社会を担うことができるようにしていくことが、この計画のめざすところです。

そのためには、保護者をはじめ、家庭、地域、学校など、子どもをとりまく社会全体が子ども・子育て支援の重要性に関心をもって協働し、それぞれの役割を果たすことができる社会をめざすことが重要です。特に、子育て中の親の不安や孤立感の軽減への支援、幼児期における愛着形成など子育てに必要な知識を身に付けるための支援など、地域や社会が保護者に寄り添い支援していくことが今後ますます重要となってきます。また、本市では、今回の計画に「子どもの貧困対策」の視点も含めて策定しています。経済的な要因が子どもの成長に影響することを最小限に抑えるよう、社会全体として支援していく視点が不可欠であると考えています。

本計画は、以上のような考え方を踏まえ、2020年（令和2年）からの5か年における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保策を記載し、本市の子ども・子育て支援のさらなる充実にめざしていく計画として策定しています。

## I 計画策定にあたって



## 2 計画の性格・位置づけ

- この計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に規定された「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定したものです。
- また、この計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、本市における子どもの貧困対策を推進する施策を含む計画として策定したものです。
- この計画は、「みよし市総合計画」の部門計画として策定された「みよし市地域福祉計画」を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を勘案して策定したものです。

### <その他の各種関連計画>

- ・みよし市福祉・医療・介護長期構想
- ・みよし市障がい者福祉計画
- ・みよし市男女共同参画プラン
- ・健康みよし21



## I 計画策定にあたって



### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

## I 計画策定にあたって



### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て会議として位置づけている「みよし市児童育成計画審議会」において計画内容等を審議し、当事者や関係者の意見を踏まえて策定しました。市民の意見については、保護者に対するニーズ調査、計画原案に対するパブリック・コメント（市民意見提出手続）により意見収集し、計画への反映に努めました。







みよし市児童育成計画

## Ⅱ 子ども・子育て 家庭を取り巻く現状



## Ⅱ 子ども・子育て家庭を取り巻く現状



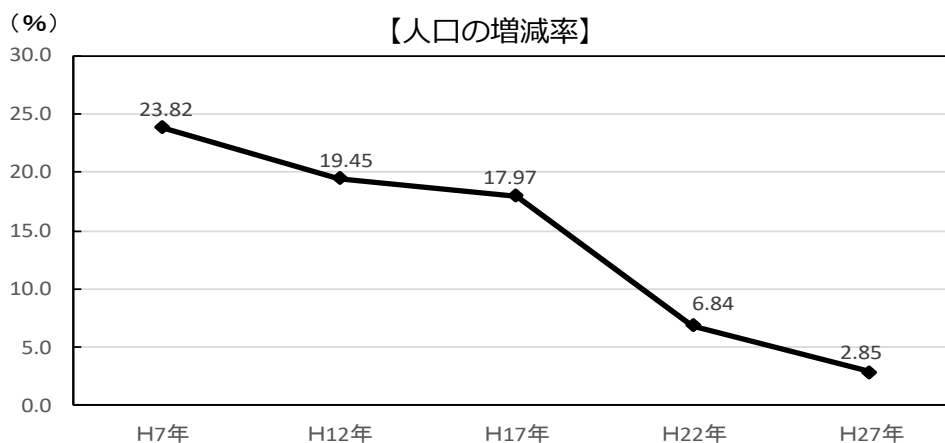
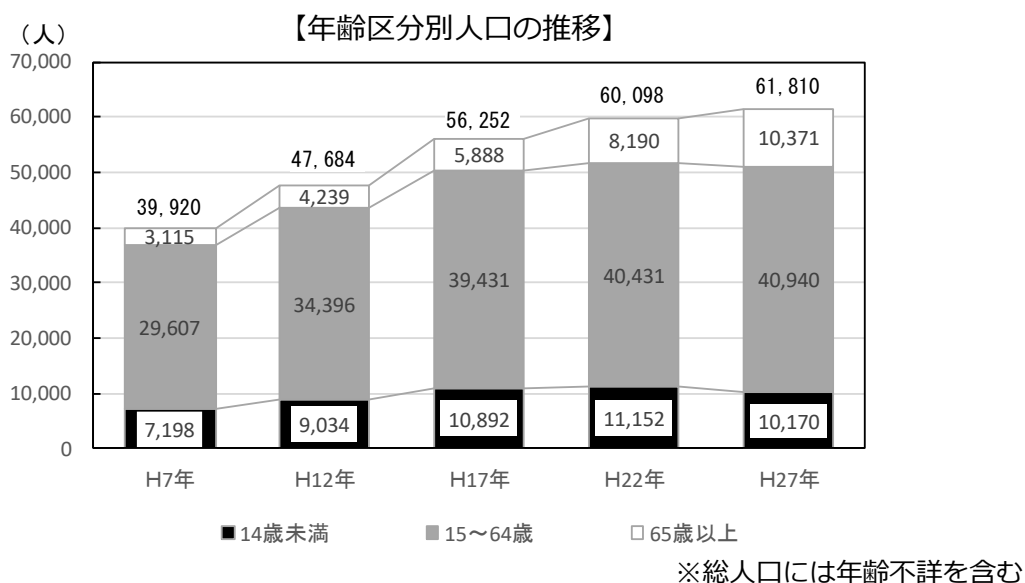
### 1 人口等の状況

#### 1-1 人口の推移

平成7年から27年の本市の総人口をみると、平成7年に39,920人だった人口が、年々増加傾向にあり、平成27年で61,810人と約1.5倍の人口となっています。

年齢3区分別の内訳をみると、14歳未満は平成22年度より減少傾向となっています。また、生産年齢人口（15～64歳）は29,607人から40,940人で増加傾向であり、老年人口（65歳以上）は3,115人から10,371人で約3倍増加しています。

人口の増減率をみると、平成7年から減少傾向にあり、平成17年で17.97%、平成22年で6.84%、平成27年で2.85%と減少率が高まっていることがうかがえます。

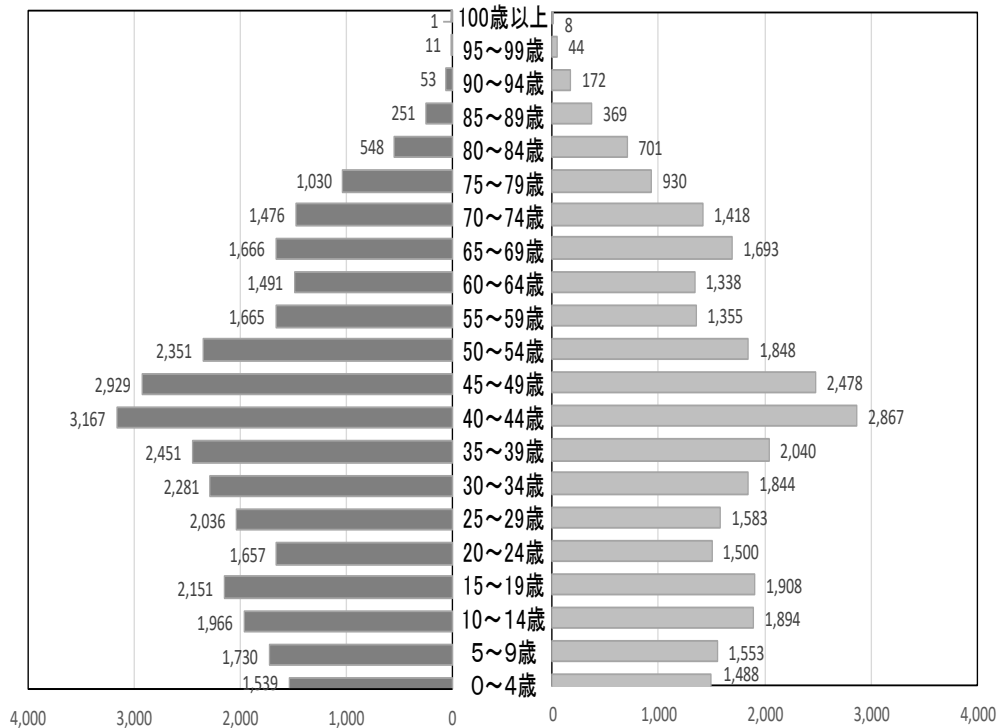


資料：平成7年～27年国勢調査

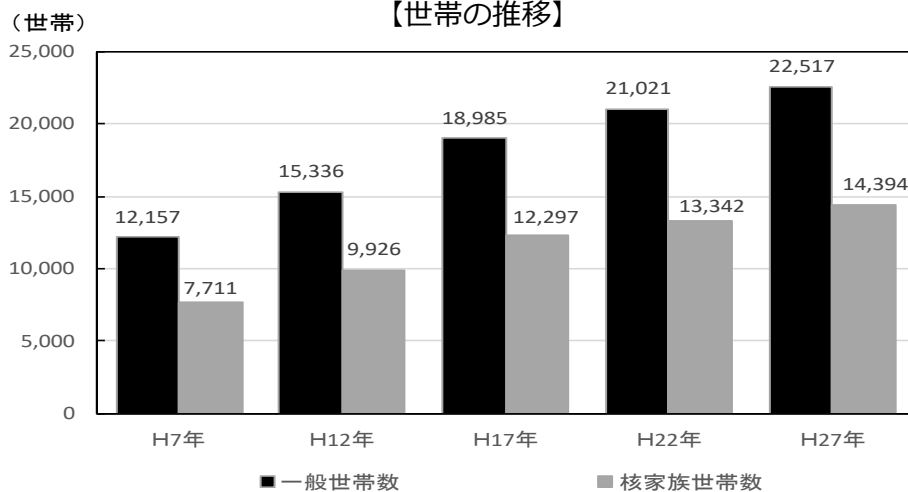
平成 27 年の性別・5 歳階級年齢別の人口による人口ピラミッドは下図のとおりです。総世帯数は平成 7 年の 12,157 世帯から平成 27 年には 22,517 世帯と増加傾向となっています。総世帯数に占める核家族世帯の割合は、平成 27 年が約 64%となっており、総世帯数が増えるに伴い、核家族世帯も増加したことがうかがえます。

【人口ピラミッド（平成 27 年度）】

単位：人



【世帯の推移】



資料：平成 27 年国勢調査



## 1-2 人口の将来推計

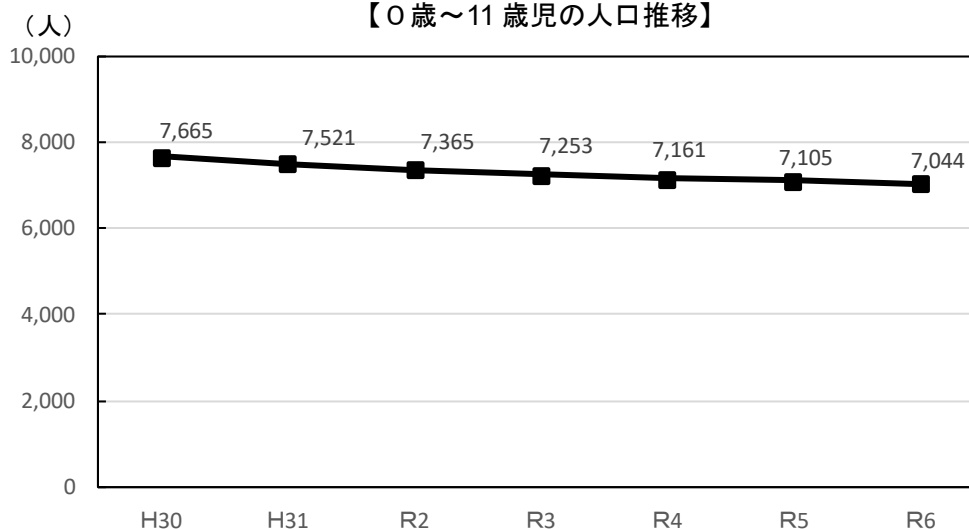
人口推計にあたっては、コーホート要因法を用いています。コーホート要因法とは、ある期間に生まれた集団のことをいい、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法です。

この方法によって算出したみよし市における0～11歳の各年齢別人口推計は、推計値である令和2年以降微減をしており、令和6年には7,044人と平成31年4月現在7,521人と比べて477人の減少となっています。各年齢層においても、全般的に微減となっています。

単位：人

年齢	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0	617	544	573	571	573	575	580
1	593	616	545	573	571	573	576
2	633	582	602	545	573	571	573
3	648	636	581	601	543	572	570
4	618	648	633	579	599	541	570
5	591	618	644	629	575	595	538
6	630	582	616	642	627	573	593
7	623	633	582	616	643	627	573
8	664	621	631	580	614	641	625
9	673	654	621	631	581	614	641
10	705	676	658	625	635	585	618
11	670	711	679	661	627	638	587
計	7,665	7,521	7,365	7,253	7,161	7,105	7,044

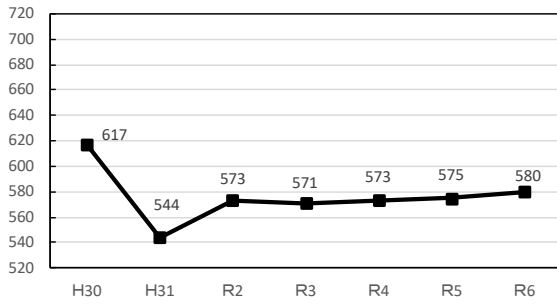
【0歳～11歳児の人口推移】



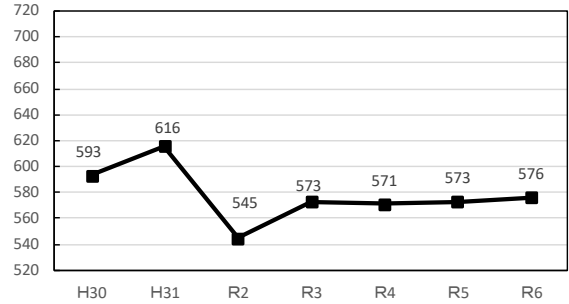
【0歳～11歳までの各年齢別人口推移】

単位：人

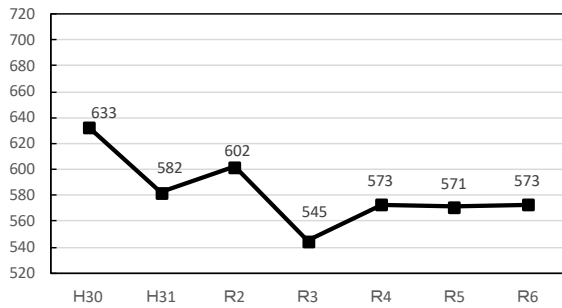
【0歳】



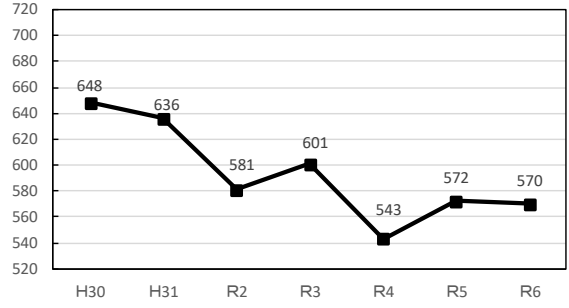
【1歳】



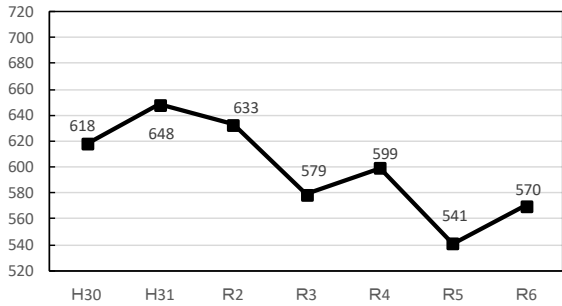
【2歳】



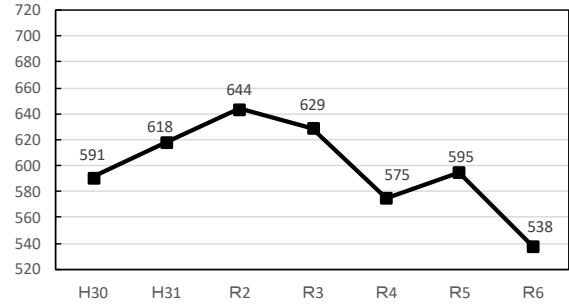
【3歳】



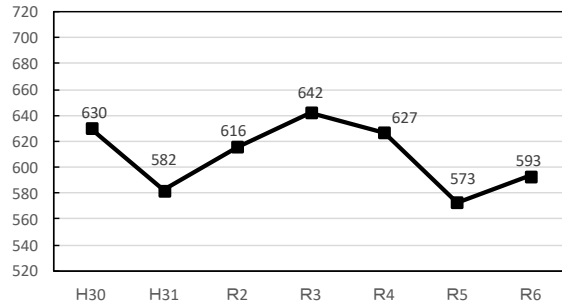
【4歳】



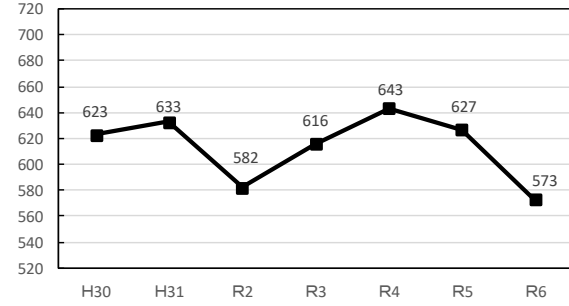
【5歳】



【6歳】

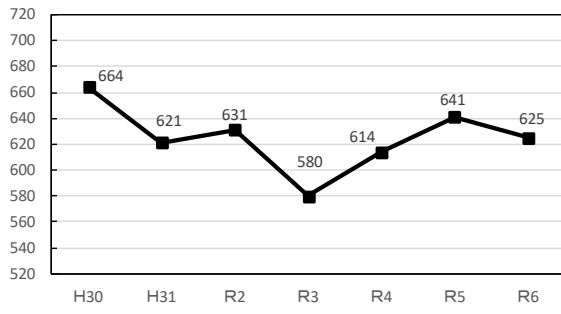


【7歳】

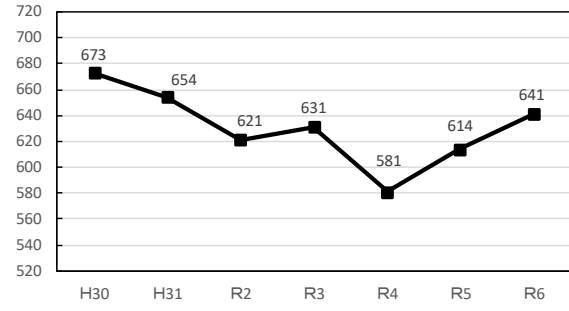


単位：人

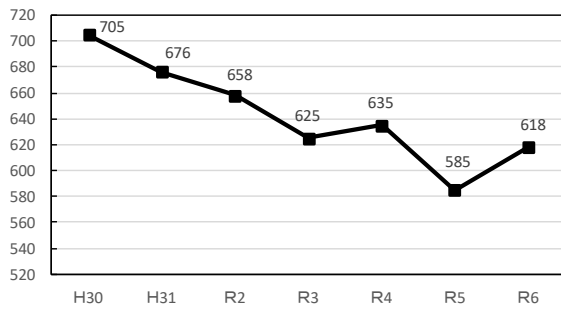
【8歳】



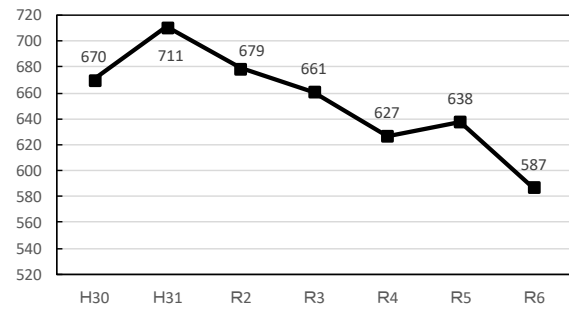
【9歳】



【10歳】



【11歳】



### 1-3 出生の状況

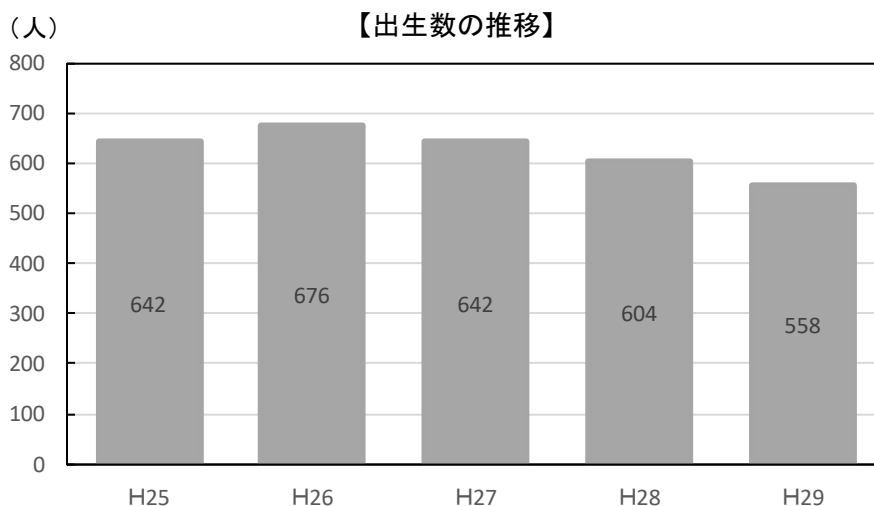
本市の合計特殊出生率(平成20～24年)は1.81であり、全国(1.38)・愛知県(1.51)に比べて高くなっていますが、人口を維持するために必要な水準(人口置換水準)の2.08を下回っています。

年間の出生数の推移をみると、平成25年の642人から平成29年の558人と84人の減少傾向となっており、今後は横ばい又は減少傾向になっていくことがうかがえます。

【合計特殊出生率(平成20～24年)】

	全国	愛知県	みよし市
合計特殊出生率	1.38	1.51	1.81

資料：平成20～24年人口動態保健所・市区町村別統計(厚生労働省)  
みよし市まち・ひと・しごと創生(人口ビジョン・総合戦略)(平成28年3月)

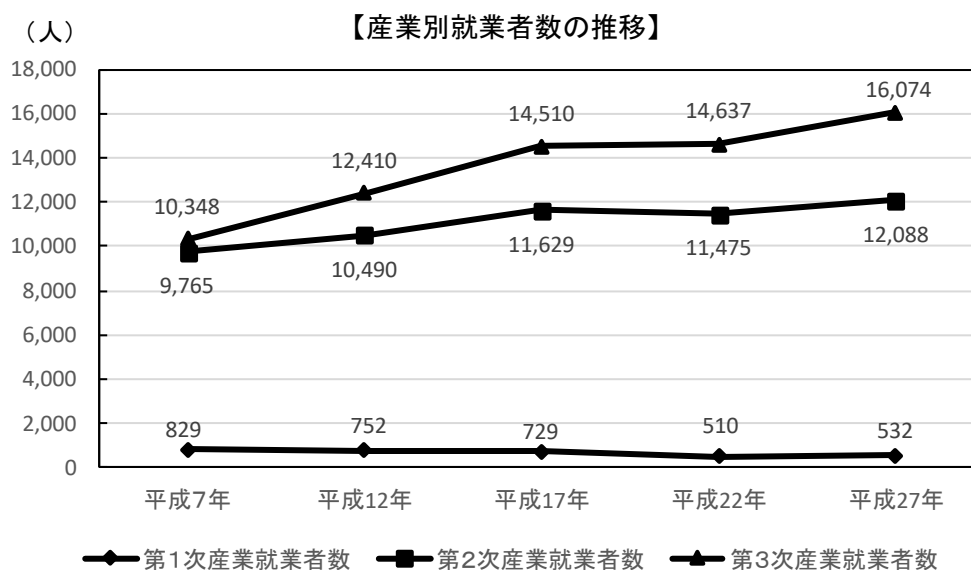
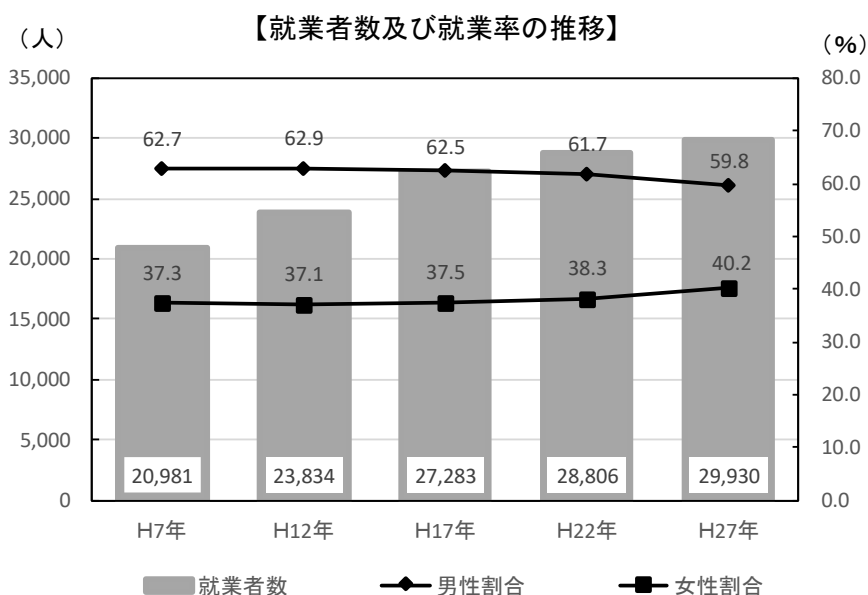


資料：人口動態統計 ※各年1月1日～12月31日の出生数合計

## 1-4 就業状況

就業者数及び性別就業率の推移をみると、就業者は平成7年の20,981人から平成27年の29,930人と約9,000人の増加となっています。性別の就業率をみると、男性は約60%前後、女性は約40%前後で推移しています。

産業別就業者数の推移をみると、第1次産業は平成22年から平成27年にかけては微増しています。第2次産業と第3次産業は、平成7年から平成27年まで増加傾向にあります。



資料：平成7年～27年度：国勢調査

## II 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

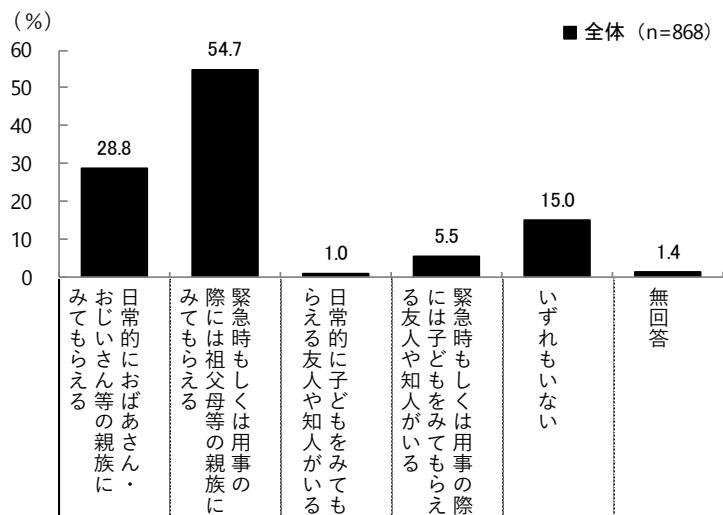


# 2 ニーズ調査からみた子育て家庭の現状

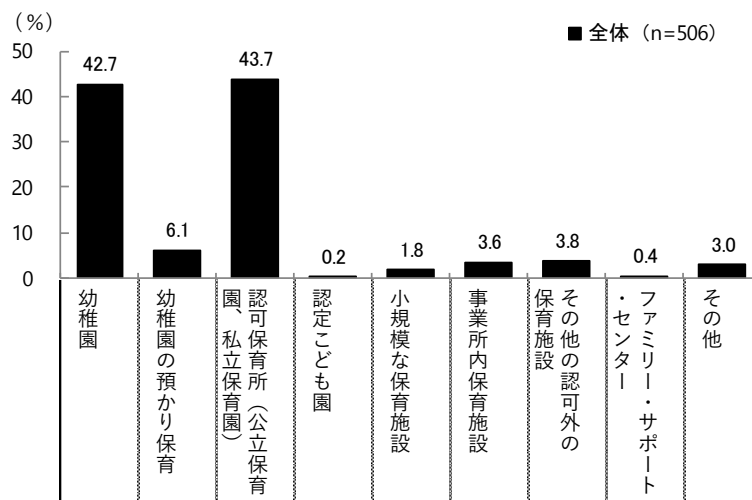
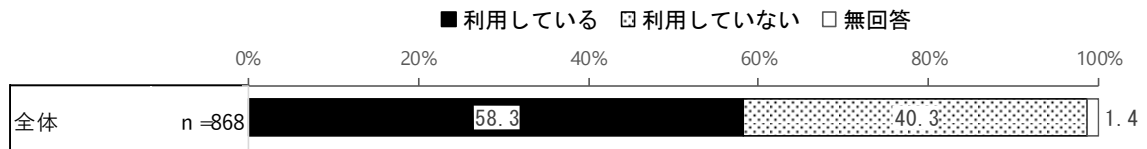
## 2-1 子ども・子育て支援事業へのニーズの状況

### <就学前児童>

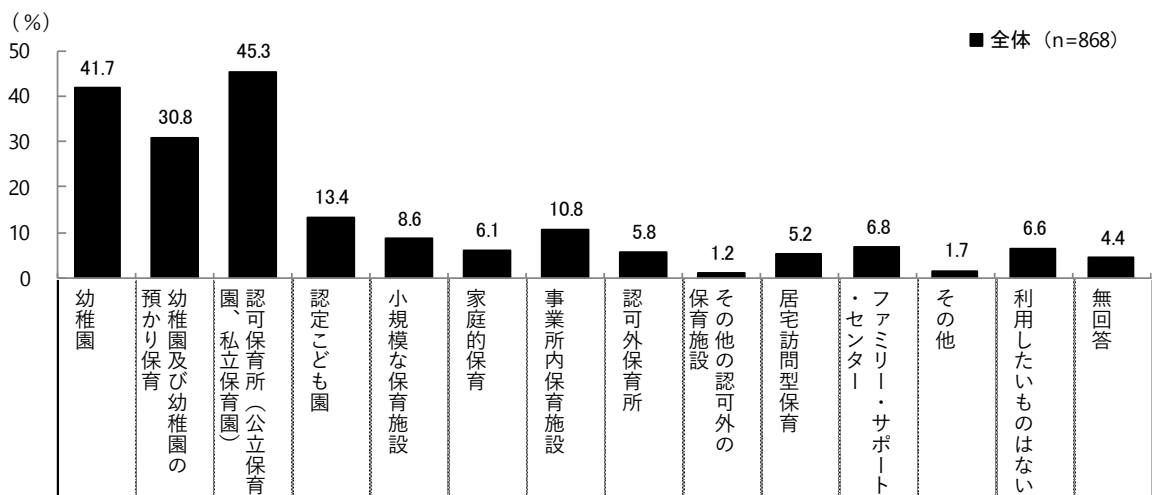
- 保護者がお子さんの面倒を見られない時に、かわりに面倒をみてくれる人がいないという保護者がおよそ 15%程度みられ、5年前の調査と比べて 1.9%増加しています。



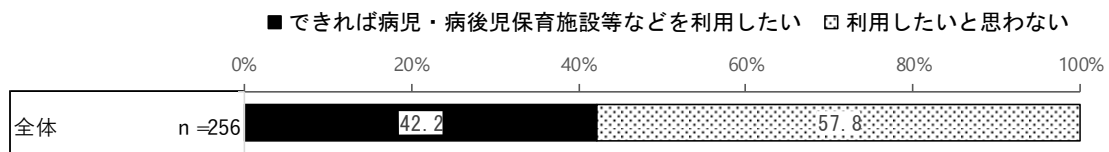
- 平日の教育・保育事業を利用している人は58.3%で、5年前の調査から12.4%増加しています。事業別の内訳は、認可保育所(43.7%)、幼稚園(42.7%)、幼稚園の預かり保育(6.1%)、認定こども園(0.2%)となっています。



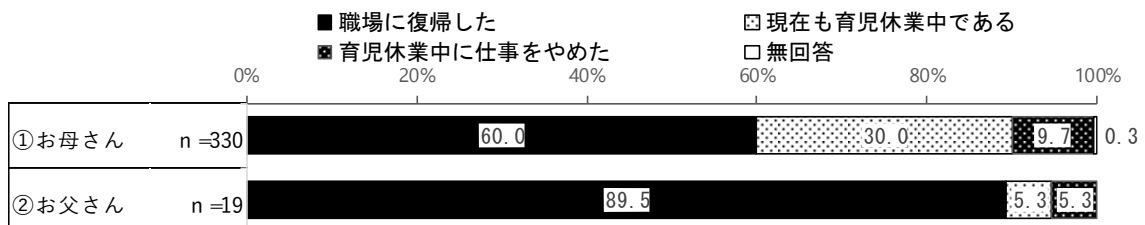
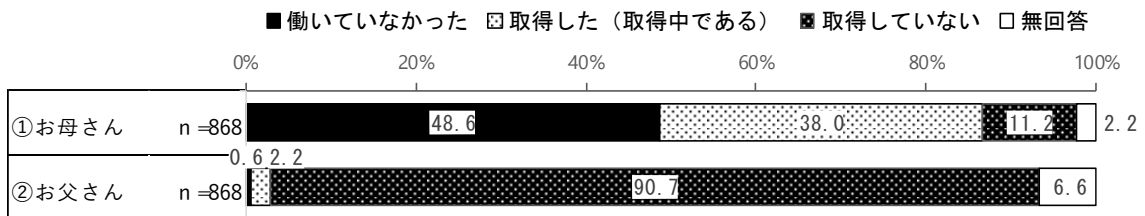
- 平日の教育・保育事業の今後の利用希望者の割合は、認可保育所(45.3%)、幼稚園(41.7%)、幼稚園の預かり保育(30.8%)、認定こども園(13.4%)となっています。



- 子どもが病気になった時に仕事を休んだことがある保護者で、病児・病後児保育施設等を利用したい人は42.2%です。



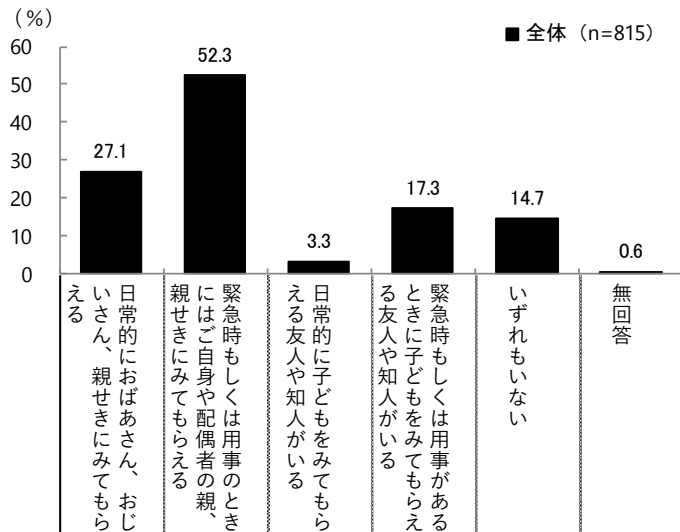
- 育児休暇を取得した保護者は、母親が38.0%(前回24.2%)、父親が2.2%(前回1.5%)です。母親が、育児休暇取得後に職場復帰した割合は60.0%ですが、「育児休暇中に仕事をやめた」人が9.7%みられます。



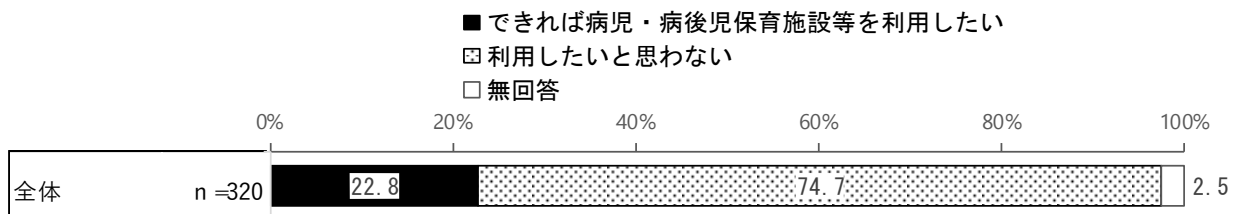


### <小学生児童>

- 保護者がお子さんの面倒を見られない時に、かわりに面倒をみてくれる人がいないという保護者がおよそ 15%程度みられます。



- 子どもが病気になった時に仕事を休んだことがある保護者で、病児・病後児保育施設等を利用したい人は 22.8%です。

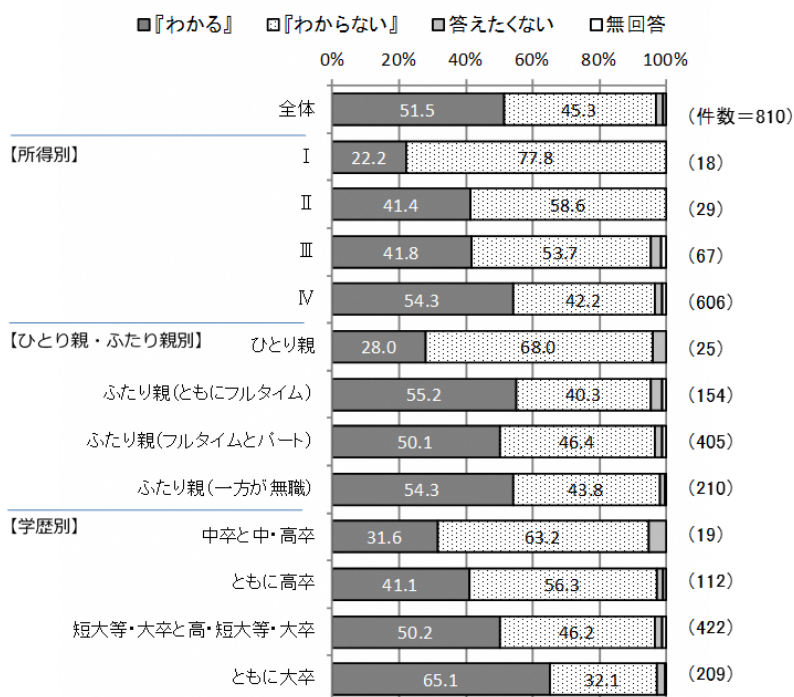


### <考えられる課題等>

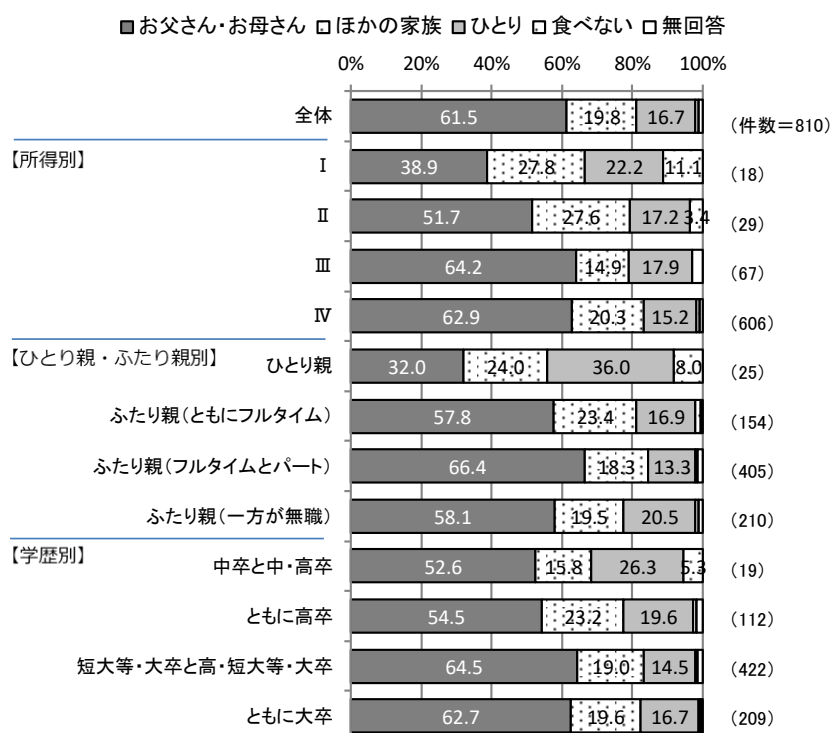
- 保護者が面倒をみられない時の支援を検討する必要があります。(保護者の 15%程度)
- 幼稚園の一時預かりや認定子ども園の今後の利用ニーズが高いものと考えられます。サービス提供体制の確保が必要と考えられます。
- 夏休み等の長期休暇中の支援を検討する必要があります。
- 子どもが病気になった場合の病児・病後児保育の充実を検討する必要があります。
- 放課後児童クラブの提供体制の充実、夏休み等の長期休暇中の支援などを検討する必要があります。
- 「子育て情報ナビ みよびよ！」を充実し、利用を促進する必要があります。
- 育児休暇の取得率や、休暇後の職場復帰については、様々な課題があるものと考えられます。企業等への啓発を充実していく必要があります。

## 2-2 子どもの生活状況

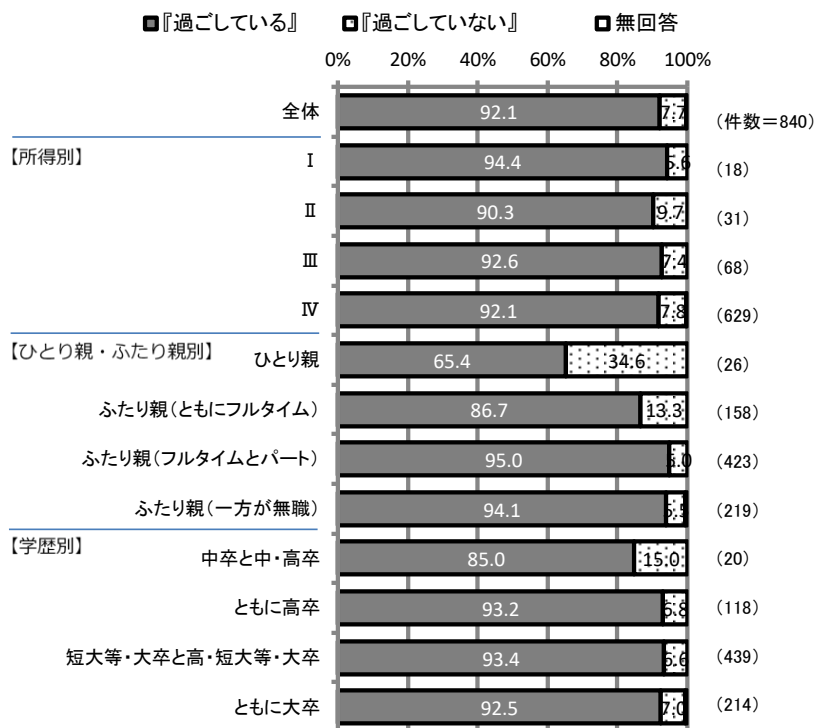
- 世帯の所得区分別が低い家庭やひとり親家庭の子どもは、“授業がわからないことがある”と答えている割合が高くなっています。



- 世帯の所得区分別が低い家庭の子どもは、“朝食を食べない”と答えている割合が高くなっています。



- ひとり親家庭では、“子どもと一緒に時間を十分過ごしていない”と答えている割合が高くなっています。



注) グラフの「所得別」の区分は、世帯の所得から1人あたりの所得を算出して以下の4区分に分類した。

- 【所得別】
- I 1人あたり122万円未満
  - II 1人あたり183万円（Iの1.5倍）未満
  - III 1人あたり244万円（Iの2倍）未満
  - IV 1人あたり244万円（Iの2倍）以上

※平成27年国民生活基礎調査の等価可処分所得の中央値244万円と中央値の2分の1である貧困線の122万円を基準としている。

#### <考えられる課題等>

- 経済的に苦しいと感じている子育て家庭が存在しています。子どもの健全育成の観点から、多様な支援策を検討する必要があります。
- 低所得世帯、ひとり親世帯、保護者の学歴が低い世帯などでは、子どもの学力、生活習慣にいくつかの課題がみられますので、具体的な支援を検討していく必要があります。

## II 子ども・子育て家庭を取り巻く現状



### 3 関連事業の状況

#### 3-1 認可保育園等の状況

令和元年の本市の認可保育園は 11 園であり、定員総数は 1,513 人となっています。同年の入所児童数は 1,315 人であり、入所率は 86.9%です。平成 26 年度からの推移をみると、入所児童数、入所率とも増加傾向にあります。

表 認可保育園の状況

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
保育園数（か所）	10	10	10	10	11	11	
定員（人）	1,430	1,440	1,440	1,440	1,467	1,513	
入所児童数（人）	0歳	25	40	39	48	52	46
	1歳	87	106	115	135	151	161
	2歳	115	113	136	165	176	206
	3歳	264	300	264	285	319	282
	4歳	317	262	313	260	296	326
	5歳	288	305	269	311	262	294
	合計	1,096	1,126	1,136	1,204	1,256	1,315
入所率※	76.6%	78.2%	78.9%	83.6%	85.6%	86.9%	

資料) 子育て支援課（各年度4月1日現在）

※入所率：入所児童数/定員

（各年度4月1日現在）

0～2歳児が保育園を利用するための保護者の労働時間の下限を、平成27年度の月140時間から段階的に引き下げ、令和元年度では月60時間としています。このため、0～2歳の申込者が増加し、平成28年度以降は待機児童が発生しています。

表 待機児童の状況

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
待機児童数（人）	0歳	0	8	9	0	0
	1歳	0	29	0	21	3
	2歳	0	0	3	0	16
	3歳	0	0	0	0	0
	4歳	0	0	0	0	0
	5歳	0	0	0	0	0
	合計	0	37	12	21	19

資料) 子育て支援課

### 3-2 幼稚園の状況

令和元年の市内の幼稚園は6園であり、定員総数は1,570人となっています。これに対して、市内幼稚園への通園児童(園児数)は1,594人であり、入園率は101.5%となっています。

本市に在住する児童の令和元年度の幼稚園通園状況をみると、市内幼稚園への通園が880人、市外幼稚園への通園が24人となっています。

表 みよし市内幼稚園の状況

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園数(か所)		6	6	6	6	6	6
定員(人)		1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570
園児数 (人)	3歳	551	481	545	510	523	535
	4歳	522	577	496	551	524	533
	5歳	538	518	581	494	547	526
	合計	1,611	1,576	1,622	1,555	1,594	1,594
入園率※		102.6%	100.4%	103.3%	99.0%	101.5%	101.5%

資料) 子育て支援課(各年度5月1日現在)

※入園率: 園児数/定員

表 みよし市在住児童の幼稚園通園状況

年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
市内・市外		市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
幼稚園数(か所)		6	9	6	8	6	7	6	9	6	12	6	6
園児数 (人)	3歳	322	6	293	6	313	11	278	7	279	18	306	8
	4歳	337	6	339	6	297	10	314	11	290	8	282	12
	5歳	349	10	329	6	340	4	296	8	306	9	292	4
	合計	1,008	22	961	18	950	25	888	26	875	35	880	24
総計(人)		1,030		979		975		914		910		904	

資料) 子育て支援課(各年度5月1日現在)





みよし市児童育成計画

## Ⅲ 計画の基本方針





### Ⅲ 計画の基本方針



## 1 計画の基本理念

### 子どもたちが笑顔で成長するために、 安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるまち

本計画では、子どもの最善の利益を実現する視点から、子どもたちが健やかに成長できるまちを実現するとともに、親世代にとって安心して子育てができるまち、育てる喜びを感じられるまちをめざすことを基本理念とします。



### Ⅲ 計画の基本方針



## 2 計画の基本目標と体系

前項の課題等を踏まえて、新計画の体系を以下の様に考えています。

### I 安心して子どもを育てられる支援が整ったまち

子ども・子育て支援事業の充実を核に、安心して子どもを育てられる支援の充実をめざします。さらに、子育てに関する情報提供の充実、親の多様な子育てニーズに対応できる支援の充実をめざします。

#### <施策の概要>

- ①子ども・子育て支援事業の充実と提供体制の確保
- ②子育て支援情報の提供の充実
- ③子どもに関する専門的な相談や支援体制の充実
- ④親の多様なニーズにこたえられる子育て支援の充実

### II 子どもの元気な成長を支援するまち

子どもの人権を守る視点から、子ども自身が健全に成長・発達できる環境を提供するための施策を充実します。質の高い教育・保育の実現をはじめ、虐待やいじめなどの危険因子の排除、低所得世帯の子どもへの支援、障がい児への支援の充実などを位置づけます。

#### <施策の概要>

- ①質の高い教育・保育の実施
- ②虐待やいじめなどの問題から子どもを守る取組の充実
- ③低所得世帯の子どもに対する支援の充実
- ④障がい児に対する早期支援の実施
- ⑤地域社会全体で子どもを守る取り組みの充実

### Ⅲ 計画の基本方針



## 3 教育・保育提供区域の設定

### 3-1 基本的な考え方

幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

### 3-2 本市における教育・保育区域の設定

本市では、前計画において、教育・保育等をはじめとする主要事業について、「全市域」を提供区域とする方向を定めてきました。現在においても、保育園は市内全域に配置され、私立幼稚園についてもある程度バランスよく配置されている状況にあります。山間集落や大きな河川等の物理的な要因が市民の移動を妨げるという現状もなく、市内全域を30分程度で移動できるという地域特性も勘案し、本計画においても引き続き全市域を提供区域として「量の見込み」並びに「確保方策」を記載していくこととします。





みよし市児童育成計画

## IV 施策の方向







## IV 施策の方向

# 1 安心して子どもを育てられる支援が整ったまち

## ①子ども・子育て支援事業の充実と提供体制の確保

子どもの最善の利益を実現する視点から、子どもの健全な成長に必要な教育・保育の各事業の充実を図り、提供体制を確保します。

### ■施設型保育の充実

子ども・子育て支援事業のうち、施設型給付の対象となる「幼稚園」、「保育園」の提供体制を確保します。特に、増加する0～2歳児の利用希望に対応し、待機児童を解消します。

<具体的な事業等>

- 施設型教育・保育事業（幼稚園、保育園）の充実  
⇒施設型保育の目標値は、「V-2」に記載しています。

### ■地域型保育の充実

同時に、地域型保育給付の対象となる「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の提供体制の確保に努めます。

<具体的な事業等>

- 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の充実



## ②子育て支援情報の提供の充実

子育て中の保護者が孤立することなく、地域の人との接点を持ったり、支援を受けたりするために必要な情報を入手することができるよう、情報提供を充実します。

また、子育てに関する様々な知識・情報を提供するための教室や講座を開催します。

### <具体的な事業等>

- 「みよし市子育て情報ナビ みよびよ！」による情報提供
- 親子ふれあいルーム
- いきいき子育て講座
- 育児講座
- 子育て情報紙「すこやか」
- パパママ教室
- すくすく教室
- むし歯予防教室
- わんぱく教室

## ③子どもに関する専門的な相談や支援体制の充実

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から情報提供や相談等の必要な支援を行います。特に支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業や産前・産後サポート事業等により、子育てをサポートします。

また、子育て総合支援センター総合相談窓口では、保育コンシェルジュが子育てに関する質問や心配事の相談に応じる他、各地域の子育て支援センターでも相談窓口を開設します。

### <具体的な事業等>

- 子育て世代包括支援センター
- 子育て総合支援センター総合相談窓口（保育コンシェルジュ）
- 地域子育て支援センター（なかよし地区、きたよし地区、みなよし地区、三好丘地区、黒笹地区）



## ④親の多様なニーズにこたえられる子育て支援の充実

子育て中の親の多様なニーズにこたえられるよう、地域子ども子育て支援事業の充実を図り、サービスの提供体制を確保します。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を拡充させるため、養育支援が特に必要である家庭に対し、養育に関する相談支援及び育児・家事援助を行う養育支援訪問事業を新たに実施します。

### <具体的な事業等>

- 地域子ども子育て支援事業の充実
  - ・利用者支援事業
  - ・地域子育て支援拠点事業
  - ・妊婦健康診査
  - ・乳児家庭全戸訪問事業
  - ・養育支援訪問事業
  - ・子育て短期支援事業
  - ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
  - ・一時預かり事業
  - ・延長保育事業
  - ・病児保育事業
  - ・放課後児童健全育成事業
  - ・実費徴収に係る補足給付事業
  - ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

⇒地域子ども子育て支援事業の目標値は、「V-3」に記載しています。



## IV 施策の方向



# 2 子どもの元気な成長を支援するまち

## ①質の高い教育・保育の実施

すべての子ども達が質の高い教育・保育を受けることができ、健全な成長・発達を遂げることができるよう教育・保育の充実を図ります。

<具体的な事業等>

- 研修等による職員等の資質向上
- 幼児教育・保育の無償化
- 私学振興（幼稚園に限る）

## ②虐待やいじめなどの問題から子どもを守る取組の充実

子どもたちを虐待やいじめなどの被害から守るための取組を強化します。

### ■関係機関の連携強化

「みよし市要保護児童対策協議会」を中心に、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を適宜開催する等、機能強化を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

<具体的な事業等>

- 関係機関の連携体制の維持及び強化

### ■虐待の発生予防と早期発見

乳幼児健康診査における支援をはじめ、健診未受診者へのフォロー訪問、乳幼児全戸訪問事業、地域の医療機関との連携などを通じて、支援を必要とする親子を早期に把握し、適切な支援につなげます。また、児童虐待防止に関する知識の普及・啓発を図るため、講演会や情報提供などを通じて啓発します。

<具体的な事業等>

- 児童虐待に関する相談
- 施設職員等に対する研修会の実施

### ■ 社会的養護施策との連携

社会的養護を必要とする子どもについては、学校や地域等の関係者、県等の関係機関と連携して支援します。

母子がともに生活しながら必要な支援を受けることができる母子生活支援施設については、児童相談所等の関係機関と連携し、必要とする母子への支援を実施します。

また、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施する児童養護施設等の社会的養護に関わる地域資源を地域の子育て支援に有効に活用するため、関係機関との連携強化に努めます。

<具体的な事業等>

- 子育て短期支援事業
- 母子生活支援施設への措置

### ■ いじめ予防のための取組の充実

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等の対策に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土づくりを進めます。

<具体的な事業等>

- みよし市いじめ問題対策委員会の開催
- 相談窓口の設置（みよし市教育センター「学びの森」、心の電話相談みよし、人権相談）

## ③ 低所得世帯の子どもに対する支援の充実

生まれた家庭の経済的な格差が子どもの成長や発達に影響することが無いよう、本市における子どもの貧困に関する実態把握を定期的に行い、適切な支援を行います。

### ■ 教育の支援

貧困状態にある子どもが、適切な教育を受けることを通じて、子ども自身の将来の可能性を切り拓いていくことができるよう支援します。

<具体的な事業等>

- 学習相談・学習機会の提供

## ■生活の支援

貧困状況にある子どもが、社会的に孤立して必要な支援が受けられないという状態にならないよう、相談事業の充実を図ります。また、低所得者世帯の保護者は、子どもと過ごす時間が短くなる傾向があり、子どもの生活習慣の体得等に影響することが懸念されるため、保護者のワーク・ライフ・バランスの改善を支援します。

### <具体的な事業等>

- 母子・父子自立支援員
- 子ども相談電話

## ■保護者に対する就労支援

関係機関と連携し、低所得者世帯の保護者に対する職業訓練などの支援を通じて、保護者の自立促進や就労を支援します。

### <具体的な事業等>

- 母子・父子家庭自立支援給付金
- 暮らし・はたらく相談センター

## ■経済的支援

各種手当などを通じて、低所得者世帯への経済的支援を行います。

### <具体的な事業等>

- 各種手当制度（児童手当、児童扶養手当、愛知県遺児手当、みよし市遺児手当）
- 子ども医療費支給制度
- 母子家庭等医療費支給制度
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

## ④障がい児に対する早期支援の実施

障がい児等への支援については、「みよし市障がい児福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や教育・保育を提供します。

障がいの早期発見等のために母子保健事業を推進するとともに、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉・教育等の支援が提供されるよう、関係機関との連携強化を図りつつ、それぞれの機能の強化に向けた検討を行います。

また、就学前の教育・保育、子育て支援に関しては、認定こども園や幼稚園、保育園等における障がい児の受け入れを促進するため、施設のバリアフリー化、職員体制の充実や資質の向上、保育園等訪問支援による受け入れ後のフォロー体制の充実に努めます。併せて、放課後児童健全育成事業についても、障がい児の受け入れについて配慮します。

### <具体的な事業等>

- 児童発達支援事業（児童発達支援事業所よつば）
- 親子通園事業（親子通園ルームふたば）

## ⑤地域社会全体で子どもを守る取組の充実

地域の子どもを地域ぐるみで育てる意識を育むとともに、子育て中の親どうしが交流し、仲間をつくって一緒に子育てをしていくことができるような取組を進めます。

### <具体的な事業等>

- 子育てふれあい広場
- 子育てサークル支援
- 子ども会・子育てクラブの活動支援





みよし市児童育成計画

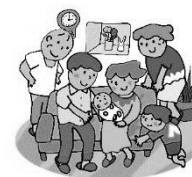


## V 各事業の量の 見込みと確保方策





## V 各事業の量の見込みと確保方策



# 1 教育・保育の量の見込みの算出方法

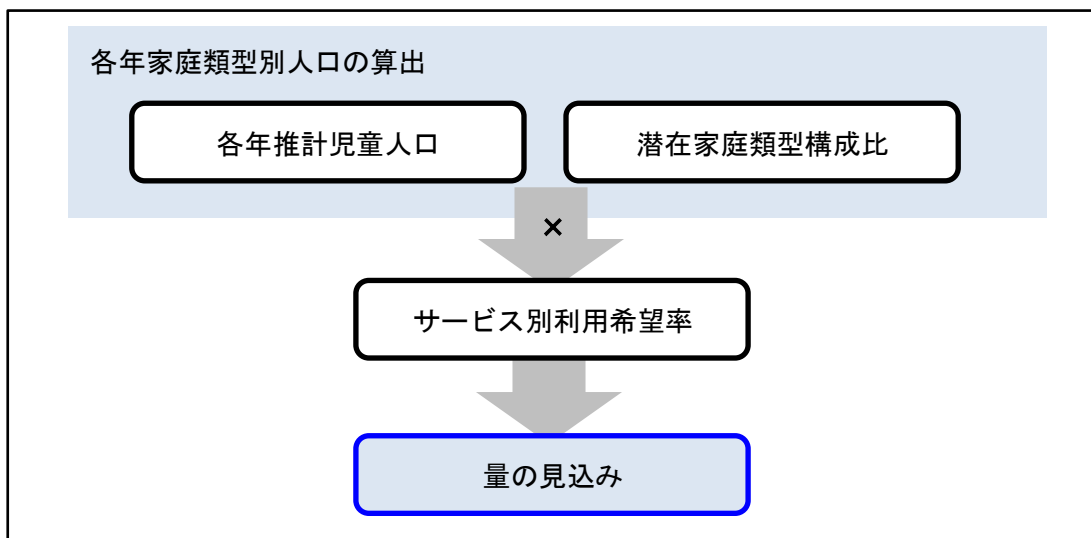
## 1-1 量の見込みの算出方法

平成 26 年 1 月に国が示した基本指針（市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き）及びワークシートを基に、事業計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定します。

量の見込み算出には、「平成 30 年度に実施したニーズ調査結果・生活状況調査結果」及び「計画期間内の推計児童人口」のデータを使用します。

量の見込み算出の基本的な手順は以下に示すとおりです。

図表 量の見込み算出の基本手順概要



## 1-2 家庭類型

父母の有無及び父母の就労状況から、子育て家庭をタイプAからタイプFの8種類に分類し、類型ごとの人数・構成比を算出します。

家庭類型は、“現在の家庭類型”と、母親の今後の就労意向を反映させた“潜在的な家庭類型”の2通りを求めます。

図表 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況 <sup>※1</sup>
タイプA	ひとり親家庭（母子家庭または父子家庭）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （パートタイムの就労時間：月120時間以上 + 下限時間 <sup>※2</sup> ～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭<パート就労時間・短> （パートタイムの就労時間：月下限時間未満 + 下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：月120時間以上 + 下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム共働き家庭<就労時間・短> （就労時間：月下限時間未満 + 下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※1 現在産休・育休・介護休業中の方も「就労している」とみなして分類しています。

※2 「下限時間」とは、各自治体における保育の必要性の下限時間です（みよし市は60時間を想定）。

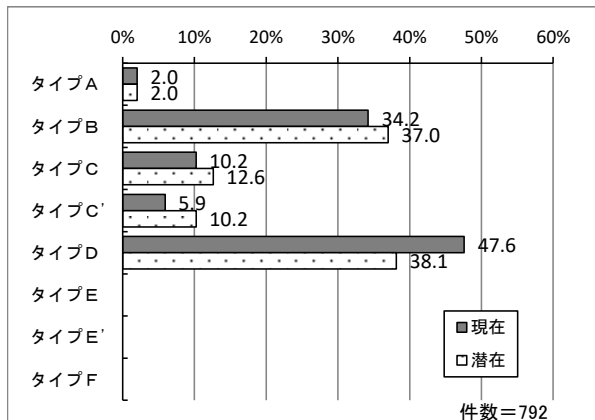
本市における現在の家庭類型と潜在家庭類型の構成比を比較すると、「タイプD（専業主婦（夫）家庭）」における現在と潜在との割合の差が、母親の就労意向（無業からの就労希望）を反映して大きくなっています。また、子どもの年齢（学齢）<sup>※3</sup>別に見ると、3歳以上で、「タイプC'（フルタイム・パートタイム共働き家庭<パート就労時間・短>）」における現在と潜在との差が他の年齢に比べて大きくなっています。

なお、「タイプE（パートタイム共働き家庭）」及び「タイプF（無業の家庭）」については、今回の就学前児童ニーズ調査では現在・潜在ともに該当する家庭がありませんでした。

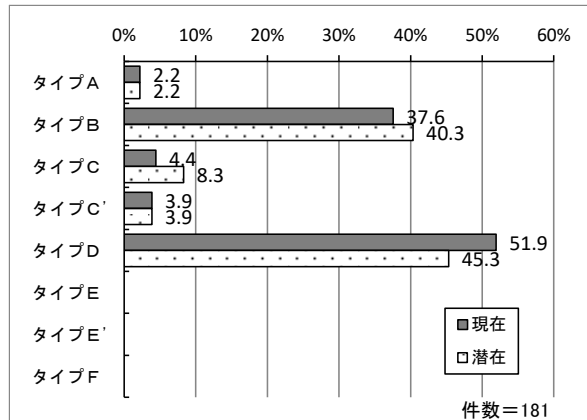
※3 量の見込みの算出においては、就学前児童ニーズ調査の対象のすべての子どもを学齢（平成30年4月基準）0歳～5歳に分類してニーズ量を集計しています。

図表 現在の家庭類型と潜在家庭類型との比較

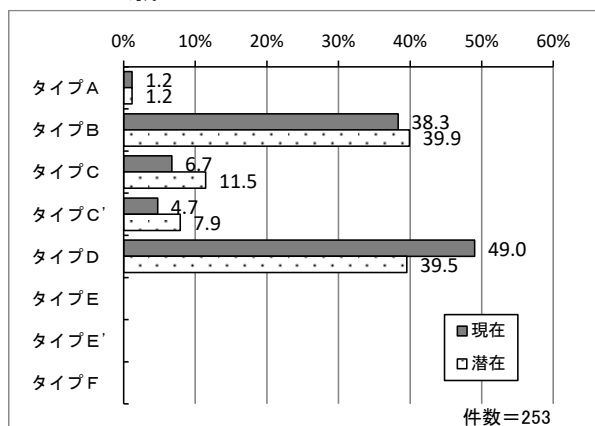
■全体 (0歳～就学前)



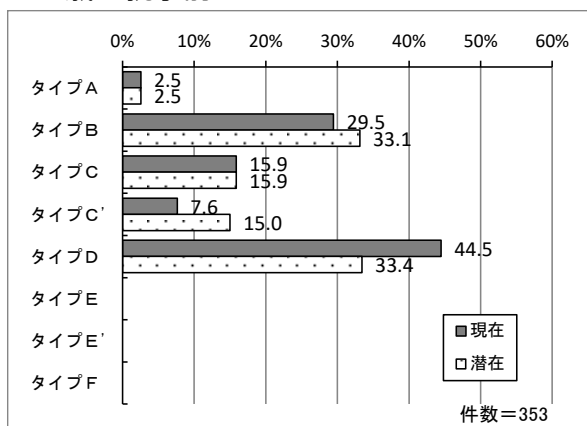
■0歳



■1・2歳



■3歳～就学前



### 1-3 認定区分

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなっています。子どもの年齢と保育の必要性に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

1号認定は3～5歳児で「保育を必要とせず、教育のみを必要とする」子ども、2号認定は3～5歳児で「保育を必要とする」子ども、3号認定は0～2歳児で「保育を必要とする」子どもに対応しています。

表 認定区分

	保育の必要性あり		保育の必要性なし
0～2歳児	<b>3号認定</b>		
	保育標準時間利用 (11時間)	保育短時間利用 (8時間)	
3～5歳児	<b>2号認定</b>		<b>1号認定</b>
	保育標準時間利用 (11時間)	保育短時間利用 (8時間)	

## 1-4 子ども数の将来推計

コーホート要因法※を用いて、みよし市の人口推計を行い、就学前児童及び小学生児童の各歳別の推計人口を求めました。

みよし市の0歳～11歳の人口は減少傾向にあり、令和6年度には合計7,044人になると見込まれます。

※コーホート要因法：各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

表 計画期間の推計人口（0歳～11歳） （単位：人）

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	573	571	573	575	580
1歳	545	573	571	573	576
2歳	602	545	573	571	573
3歳	581	601	543	572	570
4歳	633	579	599	541	570
5歳	644	629	575	595	538
6歳	616	642	627	573	593
7歳	582	616	643	627	573
8歳	631	580	614	641	625
9歳	621	631	581	614	641
10歳	658	625	635	585	618
11歳	679	661	627	638	587
合計	7,365	7,253	7,161	7,105	7,044

## V 各事業の量の見込みと確保方策



# 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

## 2-1 教育・保育量（平日日中の教育・保育）

教育・保育量の見込み及び確保方策は以下の通りです。

### (1) 幼稚園

ニーズ調査結果及び人口推計値に基づく「量の見込み」に、他市町村児童の受け入れ、みよし市児童の市外への通園（広域利用）などを加味して、幼稚園の目標数値を以下のように設定します。

このうち、2号に区分されるのは、幼児期の学校教育の利用希望が強い共働き家庭が該当します。

表 量の見込みと確保の内容（幼稚園） (単位：人)

区 分			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量 の 見 込 み	1号	3～5歳	721	702	667	663	652
	2号		148	144	136	136	133
	他市町村児童の受入※1		530	530	530	530	530
	日進市		350	350	350	350	350
	東郷町		180	180	180	180	180
	計		1,399	1,376	1,333	1,329	1,315
確 保 の 内 容	1号	3～5歳	1,570	1,570	1,570	1,570	<u>1,451</u>
	2号	市内6園の 預かり定員	248	248	248	248	<u>197</u>
	計		1,570	1,570	1,570	1,570	<u>1,451</u>
差※2			171	194	237	241	136

※1 他市町村児童の受入：他市町村在住の児童が市内の幼稚園を利用する人数の見込み

※2 差：確保の内容－量の見込み

### <確保策>

- 市内の私立幼稚園との連携を強化し、定員の確保に努めます。
- 2号認定による利用見込みについては、幼稚園における長時間・通年の預かり保育により対応します。

## （２）保育園

ニーズ調査結果及び人口推計値に基づく「量の見込み」は、下表のとおりです。保育園を利用するための保護者の労働時間の下限は、令和元年度以降は月 60 時間で据え置きとなります。一方、フルタイムで働く母親の割合が増加しており、育休復帰に伴う 1～2 歳の利用ニーズが増加傾向にあります。

表 量の見込みと確保の内容（保育園） （単位：人）

区 分			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
量 の 見 込 み	2号	3～5歳	942	917	871	866	851	
	3号	0歳児	45	45	45	47	48	
		1～2歳	400	390	399	399	403	
	計		1,387	1,352	1,315	1,312	1,302	
確 保 の 内 容	施設型 保育	2号	3～5歳	1,053	1,053	<b>1,083</b>	<b>1,083</b>	<b>1,126</b>
		3号	0歳児	48	48	48	48	48
			1～2歳	387	387	<b>385</b>	<b>385</b>	<b>388</b>
		計		1,488	1,488	<b>1,516</b>	<b>1,516</b>	<b>1,562</b>
	地域型 保育	2号	3～5歳	0	0	0	0	0
		3号	0歳児	2	5	5	5	5
			1～2歳	17	33	33	33	33
		計		19	38	38	38	38
	差 ※	2号	3～5歳	111	136	212	217	275
		3号	0歳児	5	8	8	6	5
1～2歳			4	30	19	19	18	
計		120	174	239	242	298		

※差：確保の内容－量の見込み

### <確保策>

- 増加傾向にある 1～2 歳について、既存の保育園の定員配分を臨時的に見直し、1～2 歳児の定員を増やします。（令和 2、3 年度）
- 0～2 歳児の利用ニーズに対応できるように、小規模保育事業所の整備をします。（令和 3 年度）
- なかよし保育園の保育室 4 室を増築し、保育定員を 170 人（40 人増）程度とします。（令和 4 年度から）
- 老朽化した城山保育園に関しては、移転して新たな施設を設置するため、移転先の候補地の選定を行うとともに、できる限り早く開所できるよう準備を進めます。
- 保育ニーズの多様化に対応するとともに、市の財政負担軽減を図るため、公立保育園の民間移管を計画的に進めます。



## V 各事業の量の見込みと確保策

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

#### 3-1 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育園等において保育を実施する事業です。

延長保育事業として実施しています。

表 量の見込みと確保の内容（時間外保育）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	243人	238人	233人	233人	231人
②確保の内容	243人	238人	233人	233人	231人
差（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

<確保策>

- 共働き家庭の増加に伴い、今後利用者が増加する可能性がありますので、利用状況を踏まえて提供体制を確保します。

#### 3-2 放課後児童健全育成事業

保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない小学生に対し、自主活動や遊びを中心とした活動等を通して、健全な育成を図る事業です。令和元年4月1日現在、公立8クラブ16教室と私立3クラブ3教室において、594人の児童が利用しています。

共働き家庭が増加しており、児童数が減少しても見込み量はほぼ横ばいです。また、児童数が増加する北部小学校区、天王小学校区で定員を上回る利用が見込まれます。

表 量の見込みと確保の内容（放課後児童健全育成事業）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	703人	700人	695人	687人	680人
②確保の内容	730人	770人	810人	810人	810人
差（②-①）	27人	70人	115人	123人	130人

<確保策>

- 利用ニーズに対応するため、放課後児童クラブの教室の増設や利用人数の少ないクラブへの移送などを進めることにより、定員の確保を図るとともに、放課後子ども教室等、他事業との連携も含め、総合的に放課後の子どもの居場所が確保できるよう、関係機関とも対応を検討します。また、夏休み期間中については定員を別に確保します。

### 3-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

表 量の見込みと確保の内容（子育て短期支援事業）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	183人	179人	176人	175人	174人
②確保の内容	183人	179人	176人	175人	174人
差（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

<確保策>

- 実施施設4施設との委託契約により、提供体制を確保します。

### 3-4 地域子育て支援拠点事業

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けたりしながら家庭訪問や子育て支援を行う事業です。

令和元年度現在、市内5か所で実施しています。

表 量の見込みと確保の内容（地域子育て支援拠点事業）

※年間換算

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,723人回	4,641人回	4,717人回	4,723人回	4,747人回
②確保の内容	親子ルーム	5,100人回	5,100人回	5,100人回	5,100人回
	相談等	1,200人回	1,200人回	1,200人回	1,200人回
	計	6,300人回	6,300人回	6,300人回	6,300人回
差（②-①）	1,577人回	1,659人回	1,583人回	1,577人回	1,553人回



<確保策>

- 子育て総合支援センターを始め、市内5か所の子育て支援センターで、子育てに関する質問や心配事について相談に応じます。
- また、親子で一緒に遊びながら参加者同士の交流や情報交換を行う親子ふれあいルームを毎月開催していきます。
- 未就園児の保護者の利用ニーズに対応できる体制の維持に努めます。

### 3-5 一時預かり事業（幼稚園）

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業を実施しています。

表 量の見込みと確保の内容（一時預かり事業：幼稚園）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	41,653 人日	40,553 人日	38,492 人日	38,289 人日	37,617 人日
1号認定による利用	8,576 人日	8,349 人日	7,925 人日	7,883 人日	7,745 人日
2号認定による利用	33,077 人日	32,204 人日	30,567 人日	30,406 人日	29,872 人日
②確保の内容	51,954 人日	51,954 人日	51,954 人日	51,954 人日	51,954 人日
差（②－①）	10,301 人日	11,401 人日	13,462 人日	13,665 人日	14,337 人日

<確保策>

- 2号認定による利用を含め、幼稚園における預かり保育で対応します。

### 3-6 一時預かり事業（幼稚園以外）

就学前児童全般を対象とした保育園での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり等による一時預かり事業を実施しています。

表 量の見込みと確保の内容（一時預かり事業：幼稚園以外）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,313 人日	7,152 人日	7,021 人日	7,007 人日	6,964 人日
②確保の内容	保育園の一時保育	14,400 人日	14,400 人日	14,400 人日	14,400 人日
	ファミリー・サポート・センター事業	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日
	計	15,840 人日	15,840 人日	15,840 人日	15,840 人日
差（②－①）	8,527 人日	8,688 人日	8,819 人日	8,833 人日	8,876 人日

<確保策>

- 見込み量を踏まえて実施体制を確保します。

### 3-7 病児・病後児保育事業

病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、一時的に預かり、保護者の子育てと就労との両立を支援する事業です。本市では、ファミリー・サポート・センター事業として実施しています。

表 量の見込みと確保の内容（病児・病後児保育事業）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	553 人日	541 人日	531 人日	530 人日	527 人日
②確保の内容	720 人日	720 人日	720 人日	720 人日	720 人日
差（②-①）	167 人日	179 人日	189 人日	190 人日	193 人日

<確保策>

- 定期的に病児・病後児預かりスタッフの養成及びフォローアップ研修を実施し、提供体制を確保します。

### 3-8 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は前述の「一時預かり事業」として見込み、ここでは「就学児（6歳～11歳）」分を整理しています。

表 量の見込みと確保の内容（子育て援助活動支援事業）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,122 人日	1,112 人日	1,104 人日	1,089 人日	1,077 人日
②確保の内容	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日
差（②-①）	318 人日	328 人日	336 人日	351 人日	363 人日

<確保策>

- 見込み量を踏まえて、引き続き援助会員の確保に取組み、提供体制を確保していきます。

### 3-9 利用者支援事業（母子保健型）

妊娠期から、子育てに関する情報提供や相談等の必要な支援を行っています。要支援妊婦には「支援プラン」を作成し、電話や訪問により継続的にフォローするとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

表 量の見込みと確保の内容（利用者支援事業）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差（②-①）	0	0	0	0	0

<確保策>

- 平成29年度に子育て世代包括支援センターで事業を実施しており、今後も関係機関と連携して母子の支援を行います。

### 3-10 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市では母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査の補助券（14回分）をあわせて交付し、医療機関（愛知県医師会会員医療機関）での受診を勧奨しています。

表 量の見込みと確保の内容（妊婦に対する健康診査）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	573人	571人	573人	575人	580人
②確保の内容	573人	571人	573人	575人	580人
差（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

<確保策>

- 今後も母子健康手帳交付時の健診補助券交付を継続するとともに、受診勧奨に努めます。

### 3-11 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市では、「こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）」として実施しています。

表 量の見込みと確保の内容（乳児家庭全戸訪問事業）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	573人	571人	573人	575人	580人
②確保の内容	573人	571人	573人	575人	580人
差（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

<確保策>

- 対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

### 3-12 養育支援訪問事業

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を拡充させるため、養育支援が特に必要である家庭に対し、養育に関する相談・支援及び育児・家事援助を行います。

養育者が身体的・精神的な不調、若年の妊婦や望まない妊娠等で、出産や育児に不安や問題を抱えている家庭に対し、必要な相談支援を行うとともに、状況に応じて家事や育児の支援を実施し、自立した生活ができるように支援を行う事業です。

表 量の見込みと確保の内容（養育支援訪問事業）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	120件	120件	120件	120件	120件
②確保の内容	120件	120件	120件	120件	120件
差（②-①）	0件	0件	0件	0件	0件

<確保策>

- 養育支援が必要な家庭を把握し、適切な支援ができるよう提供体制を確保します。
- 関係機関と連携し、支援家庭が自立した生活ができるよう助言や指導を行っていきます。

### 3-13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育給付認定保護者に対する日用品や文房具等に要する費用の補助及び施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助を行う事業です。

令和元年度からの新規事業ですので、制度の周知を図り、すべての対象者が給付を受けられるよう、事業の推進に努めます。

表 量の見込みと確保の内容 (実費徴収に係る補足給付を行う事業)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	75人	75人	75人	75人	75人
② 確保の内容	75人	75人	75人	75人	75人
差 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

### 3-14 多様な事業者の参入促進・能力開発事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ態勢を構築するための事業です。

表 量の見込みと確保の内容 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ 量の見込み	0人	3人	3人	3人	3人
④ 確保の内容	0人	3人	3人	3人	3人
差 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

## V 各事業の量の見込みと確保策

### 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保



子どもの健やかな育ちのためには、教育と保育の一体的な提供等により質の高い幼児教育を充実していく必要があります。現在、本市には認定こども園はありませんが、既存施設の意向等も踏まえながら認定こども園への移行を検討し、必要な支援を行います。同時に、幼児教育・保育から義務教育への移行が円滑に行われるよう、幼稚園、保育園等と小学校との連携を強化します。

## V 各事業の量の見込みと確保策

### 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保



令和元年 10 月より開始した子育てのための施設等利用給付の実施に当たり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、給付方法について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携して実施します。



みよし市児童育成計画

## VI 計画の推進に向けて





## VI 計画の推進に向けて



### 1 計画推進及び計画の進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握・点検を行い、みよし市児童育成計画審議会において評価を実施します。

みよし市児童育成計画審議会での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

## VI 計画の推進に向けて



### 2 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・就労等、様々な分野にわたるため、子育て支援課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、幼稚園、保育園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみでの子育て支援を推進します。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。





みよし市児童育成計画

# 資料編







## 1 計画策定の経過

日 時	内 容
平成30年8月21日	<p>第1回 児童育成計画審議会</p> <p>(1) みよし市児童育成計画策定にかかるアンケート調査の実施について</p> <p>(2) 計画策定スケジュールについて</p>
平成30年12月～ 平成31年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みよし市子ども・子育て支援ニーズ調査 《対象》就学前児童1,500人、小学生1,500人</li> <li>・みよし市子どもの生活状況調査 《対象》就学前児童1,500人、小学生1,500人、 小学生の保護者1,500人、中学生696人、 中学生の保護者696人</li> </ul>
平成31年2月26日	<p>第2回 児童育成計画審議会</p> <p>(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査及び子どもの生活状況調査の結果について</p> <p>(2) 今後のスケジュールについて</p>
令和元年7月18日	<p>第3回 児童育成計画審議会</p> <p>(1) みよし市児童育成計画骨子案について</p> <p>(2) アンケート調査結果の概要について</p> <p>(3) 児童育成計画策定スケジュールについて</p>
令和元年10月25日	<p>第4回 児童育成計画審議会</p> <p>(1) みよし市児童育成計画策定案について</p> <p>(2) パブリックコメントの実施について</p>
令和元年12月25日	<p>パブリックコメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報及びホームページで意見の募集 (期間：令和元年12月10日～令和2年1月14日)</li> </ul>
令和2年2月21日	<p>第5回 児童育成計画審議会</p> <p>(1) パブリックコメントの実施結果等について</p> <p>(2) みよし市児童育成計画（案）について</p>
令和2年3月31日	みよし市児童育成計画の公表



## 2 みよし市児童育成計画審議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、みよし市児童育成計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、審議し、答申するものとする。

- (1) 児童育成計画（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）の原案の作成及び変更に関すること。
- (2) 児童育成計画の調査研究に関すること。
- (3) 児童育成計画の推進状況の検証に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法第77条第1項第1号に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること及び同項第2号に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (5) その他児童育成計画策定、推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、条例別表に規定する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、4年以内とする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、市民の委員が欠けた場合には新たな委員の公募は行わない。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 審議会は、各分野別の調査研究及び計画策定に必要な資料収集のため、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、各分野別の課長職以下の職員で構成する。
- 3 作業部会に部会長を置き、部会長に子育て支援課長職の職員をもって充てる。
- 4 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(事務局)

第7条 審議会の事務は、子育て健康部子育て支援課において処理する。

- 2 子育て支援課長は、審議会の事務を円滑に実施するため、必要と認める場合は、他課の職員に事務局として審議会への出席を求めることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。



### 3 みよし市児童育成計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

※ 上段：平成30年度、下段：令和元年度

No.	区 分	要綱第3条第2項第1号に係る役職等	氏 名
1	学識経験者	名古屋芸術大学短期大学部 名誉教授	小沢 志江子
2	児童福祉・教育関係 団体関係	みよし市民生児童委員代表	梅川 小夜子
3		私立幼稚園代表	馬淵 妙子
4		みよし市立小学校代表	山内 陽二
5		私立幼稚園父母の会代表	愛甲 里恵
			加藤 志穂
6		みよし市立保育園父母の会 代表	山本 さつき
			深谷 那奈代
7		みよし市PTA連絡協議会 代表	久野 泰生
			野々山 和輝
8		みよし市子ども会育成連絡 協議会代表	谷澤 智子
9	みよし市子育てクラブ連絡 協議会代表	山崎 美穂	
		福島 望実	
10	みよし市子育て支援グルー プ代表	松本 美佐	
11	商工会関係	みよし市工業経済会代表	柴田 祥正
			野村 浩
12	市民委員	公募委員	正亀 知子
13	市民委員	公募委員	近藤 浩美
14	行政関係	豊田加茂福祉相談センター 児童育成課長	松永 聡
			松浦 真弓







## みよし市児童育成計画

令和2年度～令和6年度

発行：令和2年3月

企画・編集：みよし市

〒470-0295 みよし市三好町小坂 50 番地  
TEL 0561-32-2111